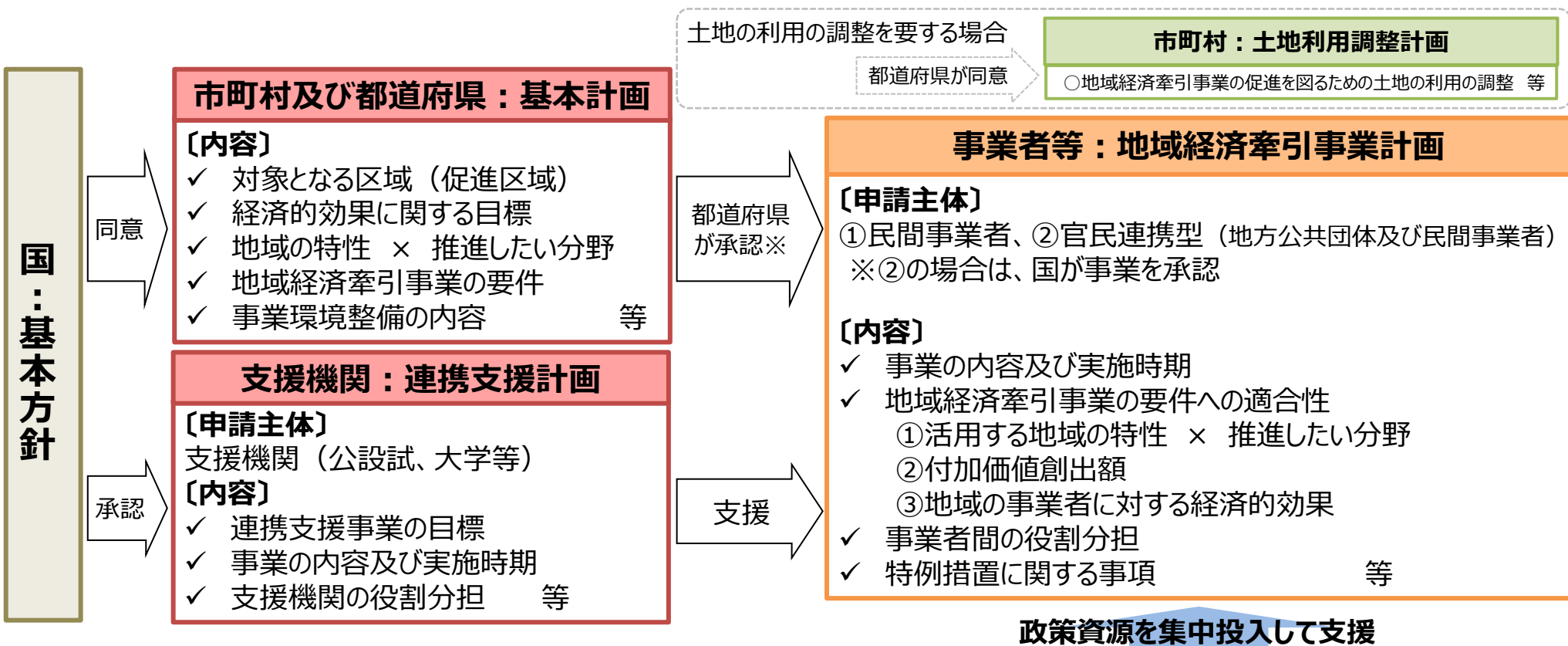


# 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域未来投資促進法は、**地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。**
- 基本方針に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**同意された基本計画に基づき**事業者が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認**(※)。

(※) ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業であることが要件となる。

- 地域経済牽引事業の支援を行う「**地域経済牽引支援機関**」による**連携支援計画**を国が承認。



①税制による支援措置、②金融による支援措置、③予算による支援措置、④規制の特例措置（農地転用への配慮等） 等

# 地域未来投資促進税制の概要

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができる。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国（主務大臣）による課税特例の確認が必要となる。

## STEP 1：都道府県知事による 地域経済牽引事業計画の承認

### 都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

#### <地域経済牽引事業の要件>

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

### 課税の特例の内容・対象

【適用期限：令和4年度末まで】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

## STEP 2：国（主務大臣）による 課税特例の確認

#### <課税特例の要件>

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く。）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

#### 【通常類型】

・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

#### 【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

#### <上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
  - ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。